男女共同参画おうみはちまん2030プラン-男女共同参画近江八幡市行動計画-に係る 意見公募手続(パブリックコメント)実施要領

1. 実施内容

平成24年度から令和2年度までの9年計画として策定した「男女共同参画おうみはちまん2020プラン-男女共同参画近江八幡市行動計画-」の計画期間の満了に伴い、これまでの取組の課題や社会構造の変化などを踏まえ、新たに「男女共同参画おうみはちまん2030プラン-男女共同参画近江八幡市行動計画-(素案)」を作成しました。

つきましては、「男女共同参画おうみはちまん2030プラン-男女共同参画近江八幡市 行動計画-(素案)」に対する、市民の皆様のご意見を下記の要領で募集いたします。

2. 公表する資料

「男女共同参画おうみはちまん2030プラン-男女共同参画近江八幡市行動計画-(素 案)」

3. 資料の公表場所

- ① 市ホームページ
- ② 市役所 情報公開コーナー (近江八幡市役所本庁舎1階)
- ③ 総合支所 情報公開コーナー (安土町総合支所1階)
- ④ 人権·市民生活課(近江八幡市役所本庁舎2階)
- ※情報公開コーナー及び人権・市民生活課では、拡大版の資料もご用意しています。

4. 意見の募集期間

令和3年2月1日(月)~令和3年2月22日(月)≪必着≫

5. 意見の提出方法及び提出先

① 郵送 〒523-8501

滋賀県近江八幡市桜宮町236番地 近江八幡市 市民部 人権・市民生活課

- 2 ファックス 0748-36-5553
- ③ 電子メール 011402@city.omihachiman.lg.jp
- ④ 持参(近江八幡市役所本庁舎2階 人権・市民生活課)
- ※上記「3. 資料の公表場所」(人権・市民生活課を除く)では提出いただけません。

6. 募集対象

- ① 近江八幡市内に住所を有する方、通勤する方、通学する方
- ② 近江八幡市内に事務所または事業所を有する個人、法人及びその他の団体

7. 留意事項

ご意見をいただく様式は特に定めていませんが、次の事項を必ず明記してください。

なお、個人情報について公表することはありません。

- ① 件名「男女共同参画おうみはちまん2030プラン (素案) への意見」
- ② 住所(市内に通勤する方は勤務先、通学する方は学校名)、名前、電話番号、意見内容を明記ください。
- ③ ご意見は、日本語で提出してください。
- ④ 電話や口頭によるご意見はお受けできませんので、ご了承ください。
- ※書面や日本語でのご意見が難しい場合は、下記「9.問い合わせ先」までご相談ください。

(書式例)

近江八幡市 市民部 人権・市民生活課 あて

件名:「男女共同参画おうみはちまん2030プラン(素案)への意見」

住 所:

名 前:

電話番号:

(市内に通勤する方は勤務先、通学する方は学校名)

意 見:

・〇ページ 〇行目 〇〇について

意見内容

※ページ番号・行数、項目や意見内容など、どの部分に対するご意見なのかわかるように明記ください。

8. 意見に対する考え方の公表

提出いただいたご意見については取りまとめ、市の考え方と併せて、市ホームページ、 情報公開コーナー及び人権・市民生活課にて公表します。

- ・類似のご意見については、集約させていただくことがあります。
- ・提出いただいたご意見に対する個別の回答はできません。また、匿名のものや本件と は関係ないと思われるご意見に対しては、考え方が示せませんので、ご了承ください。
- ・提出いただいたご意見の原稿は、返却しません。
- ・提出いただいたご意見を参考にして、市の計画として最終決定し、公表します。

9. 問い合わせ先

〒523-8501

滋賀県近江八幡市桜宮町236番地

近江八幡市 市民部 人権・市民生活課

電 話:0748-36-5566

ファックス:0748-36-5553

E メール: 011402@city. omihachiman. lg. jp